（金沢大学名誉教授）　河野芳輝
瑞宝小綬章を授ける
比企捷典
瑞宝双光章を授ける
大塚哲也　大場甲子男　望溪和人
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十二日）
（岡山大学名誉教授）　濱本嘉輔
瑞宝中綬章を授ける
作田保夫　三澤清扶　安田良一
瑞宝双光章を授ける（各通）
小井手和男　山中榮治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十三日）
（神戸大学名誉教授）　清水晃
（千葉大学名誉教授）　渡邊昭次
瑞宝小綬章を授ける（各通）
須田惠美子
瑞宝双光章を授ける
東誠安彦　伊藤伊三郎　勤
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十四日）
北島袈裟九郎
瑞宝単光章を授ける（十一月二十五日）
菊池正男
瑞宝双光章を授ける（十一月二十七日）
勝屋茂實
瑞宝双光章を授ける（十一月二十八日）

官庁報告

法　務

公証人任免

広島法務局所属公証人谷岡武教は願により公証人を免ぜられた。

加藤誠は公証人に任命され、広島法務局所属公証人谷岡武教の後任を命ぜられた。（以上十二月十七日）（法務省）

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月二十二日（水）

○一般案件

一　平成二十三年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（了解）（内閣府本府）

公　告

諸　事　項

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第１項の規定に基づき、平成22年12月16日付で平成22年12月22日から平成24年３月21日までの１年３ヶ月間の業務停止処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成 22 年 12 月 28 日

金融庁長官　三國谷勝範

記

公認会計士　尾関　真一　昭和44年６月13日生
公認会計士登録番号　第17142号
現住所　愛知県大府市朝日町３丁目33番地の１
Ｌａｋｅ　Ｐｒｏｕｄ　401号

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 22 年 12 月 28 日

金融庁長官　三國谷勝範

１　所在地の変更のあった者

⑴名称　合同会社さくら坂キャピタル
変更後の所在地　東京都港区六本木六丁目７番６号六本木アネックスビル

⑵名称　ＹＫホールディングス株式会社
変更後の所在地　東京都港区六本木六丁目７番６号六本木アネックスビル

⑶名称　株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ
変更後の所在地　東京都港区六本木六丁目10番１号

⑷名称　アイエヌジー・リアルエステート・ファイナンス・ジャパン株式会社
変更後の所在地　東京都千代田区霞が関三丁目２番６号東京倶楽部ビルディング11階

⑸名称　住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社
変更後の所在地　大阪府大阪市北区堂島一丁目５番30号

２　名称の変更のあった者

⑴変更前の名称　株式会社サイバーエージェント・インベストメント
変更後の名称　株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ

工 場 財 団

富山市城北町２番36号**日本海ガス株式会社**の工場財団に富山市上野新町13番地、１番地日本海ガス株式会社岩瀬工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年 12 月 28 日　富山地方法務局

富山市城北町２番36号**日本海ガス株式会社**の工場財団に富山市城北町字三反割30番地日本海ガス株式会社瓦斯製造所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年 12 月 28 日　富山地方法務局

広島県呉市音戸町南隠渡一丁目７番７号**株式会社音戸工作所**の工場財団に東広島市八本松飯田一丁目1844番地株式会社音戸工作所八本松工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 22 年 12 月 28 日

広島法務局東広島支局

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　サンフラワー・インベストメント株式会社
２．本店所在地　東京都渋谷区本町３丁目35番17号イマス・エスイー・ビル２階
３．登録番号　関東財務局長（金商）第2110号
４．行政処分の年月日　平成22年12月20日
５．行政処分の内容
金融商品取引業の全ての業務（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）を平成22年12月20日から平成23年１月19日まで停止すること。

平成 22 年 12 月 28 日

関東財務局長　森川　卓也

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成22年４月１日から平成22年11月30日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成 22 年 12 月 28 日　財務大臣　野田　佳彦

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成22年４月１日から平成22年11月30日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	215,775	3,130	
24	パテントレザー等	1,735	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	58,530	0	